

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者募集（応募）要項」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年7月3日（金） 14：40～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室
- 3 対象施設 青森市八甲通り路上駐車場
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
委員 多田 弘仁（財務部次長）
委員 工藤 智（農林水産部次長）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
 - (2) 施設所管課（生活安心課） 課長 葛西 俊一
主幹 吉田 昌樹
主査 坂本 和彦
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 主幹 岩淵 寿哉
主事 小野 寛史

5 案件 指定管理者募集（応募）要項について

6 審査結果

募集要項（案）への指摘事項を修正後、募集に当たることについては、全委員異議なく、全会一致で了承された。

7 主な質疑内容

（委員）

前回、指定管理者を公募した際、何団体からの応募があったのか。

（施設所管課）

3団体からの応募があった。

（委員）

年々、利用台数が減少しているのはなぜか。

（施設所管課）

ビルの跡地等を活用した駐車場の増加が要因であると考えられる。

（委員）

利用台数の減少に伴い、指定管理者の収入も減少するのではないか。

（施設所管課）

当然、減少する。したがって、前回の募集要項では市への納付基準額を年額200万円としていたが、今回の募集要項では市への納付基準額を設けないこととした。

(委員)

募集要項の「利用料金が増収となった場合の取扱い」の中に、「著しく上回る利益」と「増収分の一定割合」との記述があるが、このような曖昧な表現は避けるべきである。

(施設所管課)

御指摘のとおり「著しく上回る利益」の「著しく」を削除し、「増収分の一定割合」の「一定割合」を「概ね2分の1の額」に修正する。